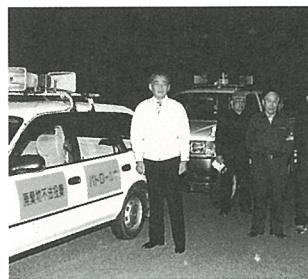


不法投棄の現場をパトロール

ここ数年、不法投棄発生件数は減少傾向にあります。が、山林や沼地、宅地開発の未分譲地には、所によつて家電製品や生ごみなどの不法投棄が、特に夜間に集中して捨てられるケースが後を絶ちません。

このため、警察署の協力を得ながら不法投棄監視員8名のみなさんと、去る4月5日に夜間の監視パトロールを実施しました。特に異状はありませんでしたが、



②不法投棄監視員による夜間パトロール

不法投棄を絶対なくそう 「しないさせない」を合言葉に 夜間パトロールを実施

②周辺土壤測定結果
7・8ピコグラムから50

火葬場建設計画の画

八日市場市ほか三町環境衛生組合では、八日市場市の山桑地先に火葬場を建設する準備を進めています。

施設の完成は平成13年度を目指しています。

公表 ダイオキシン類の測定結果は……

八日市場市ほか三町環境衛生組合で、焼却施設と周辺土壤（7地点）、最終処分場放流水のダイオキシン類測定を行いましたので、

①焼却施設の測定値

1・13ナノグラム 基準を下回る結果となっています。

★現在の規制基準値

80ナノグラム

●1ナノグラムは10億分の1グラムです。

●平成14年12月以降の規制基準値は、5ナノグラムとなりますが、これに対しても問題のない測定値となっています。

※ダイオキシン類調査についでは、毎年実施しています。

6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に入権擁護委員法が定められ、これにより国民の基本的人権を擁護し見守る、民間による人権の番人の機関が誕生しました。

最近、わが国の経済社会状況の複雑困難化や国民の価値観の多様化が進む一方、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに必ずしも意を用いない風潮や、自己の権利のみを主張し、他人の人権を軽視する傾向などが見受けられるなかで、種々な人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあります。こうした中、平成7年から「人権教育のための国連10年」が開始され、平成9年7月には、その国内行動計画が策定され、普段から家庭、学校、職場、地域社会など種々な場面で、人権とは何かということを一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めることができます。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、こ

れを機会に、一人ひとりが身近な差別や偏見について考え、人権を尊重する社会作りのきっかけとなるよう、

そして、各人が心と心のネットワークで結ばれ、人権尊重の輪を広げてほしいとの願いを込め、啓発活動重点目標を「考え方、あなたの人権、わたしの人権――ろげよう心と心のネットワー

ク」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。町でも、法務大臣から委嘱を受けた5名の人権擁護委員のみなさんが毎月第3水曜日（当日が祭日の場合は翌日）午後1時から3時まで町民会館で人権相談所を開設していますので、気軽に相談ください。

●土壤については、現在基準はありませんが、暫定基準値が設定され規制されています。

★暫定基準値

1,000ピコグラム

●土壤について、現在基準はありませんが、暫定基準値が設定され規制されています。

③最終処分場放流水測定結果

0・000008ナノグラムから

●最終処分場放流水測定結果

0・000014ナノグラム

●土壤について、現在基準はありませんが、暫定基準値が設定され規制されています。

●現在の規制基準値

80ナノグラム

●1ナノグラムは10億分の1グラムです。

●平成14年12月以降の規制基準値は、5ナノグラムとなりますが、これに対しても問題のない測定値となっています。

※ダイオキシン類調査についでは、毎年実施しています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、こ

82 (72) 0334

支局 千葉地方法務局八日市場

法務局の 人権相談

日時 每週水曜日（当日が祝日の場合は翌日）

午前10時～11時45分（ただし、12月28日から1月4日までを除く）

場所・問合せ